

## 生徒心得

本校の教育方針をよく理解し、充実した高校生活を送ってください。次の「きまり」は団体生活を送る上で最低の「きまり」です。それ以外のことについては、生徒諸君の良識をもって判断してください。

### 1. 時間の厳守

- イ 始業時刻は午前8時30分である。8時25分の予鈴前に登校し、準備を整えておくこと。
- ロ 下校時刻は、年間を通じ、平日5時（5時完全下校）、考査期間中（前日を含む）は4時（4時完全下校）である。

### 2. 諸届について

- イ 欠席、欠課、遅刻、早退は止むを得ない事情がある場合のみとし、事前（又は事後）に所定の届を担当に出すこと。
- ロ 一週間以上欠席するとき、及び定期考査中に欠席するときは、診断書あるいは保護者の理由書と「欠試届」を提出すること。
- ハ 登校してから下校するまでは、無届で外出しないこと（「外出届」）。
- ニ 公共物を大切にすること。器物を破損したときは直ちに担任に届けること（「器物破損届」）。

### 3. 服 装

- イ 通学には、本校所定の制服を着用すること。  
男子…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ  
女子…本校指定のブレザー、スカート又はスラックス、カッターシャツ、リボン又はネクタイ
- ロ イ以外に、本校指定のベスト・セーターのみ着用を認める。
- ハ スカートの下に体操服の長パンツやジャージ、ズボン等を着用することは認めない。防寒の必要がある場合には、スカートに代わり指定の女子用スラックスを着用すること。
- ニ 制服の変形、着崩しなど本校のデザインを変える行為は禁止する。
- ホ 詳細については別途制定する。

### 4. 髪 型 等

- イ 男女ともパーマ・脱色・染色・エクステンション・かつらなどは厳禁、高校生らしい髪型にすること。
- ロ 化粧、装身具等はしないこと

### 5. 履 物

- イ 通学靴は特定しないが、靴で登校すること。
- ロ 校舎内は学校指定の上履きを使用すること。

## 6. 昼 食

弁当を持参するか、校内の食堂を利用すること。外食は認めない。

## 7. 所持品

- イ 学校生活に不必要なものは持参しないこと。
- ロ すべての所持品には記名すること。
- ハ 貴重品・金銭は身につけておくか、ロッカーに入れ施錠しておくこと。
- ニ 遺失、盗難の場合は、直ちに担任に届けること。
- ホ 体育の授業、部活動等で着替えるときは、貴重品・金銭は貴重品袋に入れ、担当の先生あるいは顧問に預けること。

## 8. 通 学

- イ 自転車通学を希望する人は、「自転車通学願」を提出し、許可された人は、ステッカーを車体の後尾に付ける。学校周辺の道路は混雑し危険なので、できるだけ早く登校すること。
- ロ 自転車は、指定された場所に置き、必ず施錠すること。
- ハ 単車（原付を含む）の使用は禁止する。

## 9. 掲 示 等

集会、募金、物品販売、印刷物の配布、署名運動、掲示等の表現行為を行うときは、生徒指導室に届け出て、指導を受けなければならない。

## 10. 校外生活

- イ 生徒の立ち入りが禁じられている場所、不健全な場所には立ち入らない。
- ロ 原則としてアルバイトは禁止する。止むを得ない事情がある場合は、担任を通じて生徒指導室に「アルバイト許可願」を届け出る。
- ハ 対外試合、催し物に参加するときは、顧問または担任に届け出る。
- ニ 単車（四輪自動車・原付を含む）については、健全な高校生活を送るために、  
免許を「取らない」  
単車を「買わない」  
単車に「乗らない」の3ない運動を遵守すること。
- ホ 校内、校外を問わず、交通事故、暴力事件等、事故があった場合は、直ちに学校に届け出ること。